

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 大 沢 芳 朋 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

定期監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第 1 9 9 条第 1 項）及び行政監査（同条第 2 項）。

3 監査等の対象 財政課

4 監査期日 令和 5 年 1 0 月 1 9 日

5 監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和 5 年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

本年度を最終年度とする中期財政計画の取組みにより、財政状況は着実に改善しており、日夜の努力に敬意を表する。今後、新たな振興計画も策定されるが、市政発展に向けた取組とのバランスを図り、財政規律の確保に努められたい。

また、財務会計事務や契約事務については、適正な事務執行を確保し、もって市民への説明責任を担保するため、職員への指導等に努められたい。